

国ごとに微妙に異なるからだ。たとえば、「フェアユース」は、そのような違いの1つだ。これは、これはアメリカの著作権制度の中の概念で、日本の制度にはひとりでそれに相当する概念はない。

このような各国の法制度に合わせてCCLを修正する作業は「iCommons」と呼ばれている。現在のところiCommonsの作業には、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カタロニア、中国、クロアチア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、オランダ、スペイン、台湾、イギリスの18の国と地域が参加している。日本では、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターを中心に、法律家の監修のもとで日本の法体系に整合したライセンスの翻訳と改訂作業が行われ、2004年3月3日に日本法準拠版ライセンスが公開された。また、日本法準拠版とオリジナルのライセンスの使い分けなどの疑問に答えたFAQも、ライセンスと並んで、クリエイティブコモンズ・ジャパンのホームページ⁽²⁾で公開されている。

■メタデータによる自動処理

実は、CCLには法律文書としての表現形式のほかに2つの表現形式がある。コモンズ証とメタデータの2つだ。CCL自体は、コンテンツの作者と利用者との間で交わされる合意内容を法律の言葉で書き記したもので、一般の利用者にわかりやすいとはいえない。そこで、「コモンズ証」(Commons Deed)という、ライセンスの内容を簡易な言葉で要約した別の文書が用意されている。

そして、CCLにはコモンズ証のほかにライセンスの内容を表現したRDFメタデータが用意されている。クリエイティブコモンズ協会のサイトでは自分にあつたCCLを対話形式で選択することが

できるが、そこでCCLを作成すると自動的にRDFメタデータが生成される。CCLにメタデータ表現があるのは、クリエイティブコモンズが、ソフトウェアによるコンテンツの自動処理を意識しているからだ。

最近ではブログやニュースサイトなどでRSSと呼ばれる形式のメタデータを公開することが一般的になってきた。RSSとはホームページの概要や更新状況を記録するメタデータ記述形式だが、RSSによってホームページのメタデータを記述すると、全文検索よりも正確にホームページの内容を検索ツールや閲覧ツールに通知できる。

クリエイティブコモンズのメタデータの場合には、そのコンテンツの利用条件が記述される。オーサリングツールや、閲覧ツール、検索ツール、データベースなどのソフトウェアが、このメタデータを解釈して動作すれば、商用利用が可能な音源だけを検索エンジンで検索したり、二次的創作が可能な画像だけを画像ツールで選び出して編集するなど、CCLの条件に沿ってコンテンツを利用することが可能になる。

現在では制作系のツールを中心にCCLを利用するものが始めている。有名なものには、ブログ制作ツールのMovable Typeがある。Movable Typeでブログを作成すると、そのブログに対してCCLをつけるかどうかを選ぶことができる。また、NTTサイバーソリューション研究所が開発中のDigital Commonsというコンテンツ登録・検索サービスにも、登録コンテンツのライセンスにCCLが採用される見通しだ。このサービスでは、コンテンツを登録する際に、派生関係も一緒に登録できるなど、CCLを使ったアプリケーションとしても興味深い。クリエイティブコモンズのこのような発想は、代替的なDRM(著

作権管理システム)を作る試みにつながるものだ。今後、クリエイティブコモンズのメタデータを解釈するツールが増えてくれば、大手の商用コンテンツ事業者が使うDRMとは異なる発想の「草の根」コンテンツのためのDRMを私たちは手にすることになる。そのとき、クリエイティブコモンズの意義はより大きなものになるだろう。

■創作活動の連鎖を作り出す

CCLが著作権制度に定められた権利を活用している(場合によっては権利の留保や放棄もしている)ことからわかるように、クリエイティブコモンズは著作権制度に反対するわけではない。むしろ、これまでの著作権制度では想定されていなかった「草の根」のコンテンツクリエイターの創作活動を支援し、他人との共有を前提に公開されたコンテンツを増やすためのものだ。クリエイティブコモンズの「コモンズ」とは特定の誰かの持ち物ではない公園や入会地のことを意味するが、クリエイティブコモンズとは、まさに、自由に共有可能な創作物のコモンズ(共有地)を生み出そうとするものといえる。創作物のコモンズが生まれることで、コモンズの中の創作に刺激された、新たな創作がさらに生み出されていこう。クリエイティブコモンズは、このような創作活動の連鎖を作り出すことで、知のイノベーションを支えようとする運動なのだ。

(上村圭介 国際大学GLOCOM主任研究員)

(*1) クリエイティブコモンズ

<http://creativecommons.org/>

(*2) クリエイティブコモンズ・ジャパン

<http://www.creativecommons.jp/>



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp